

(仮称) 甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例(案)の  
パブリック・コメント実施結果について

パブリック・コメント実施期間 令和3年1月1日～31日

意見提出者 36名

意見内容 109項目

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見(要約)	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
1	全体	・身体機能障害及び情報・コミュニケーション障害を心配せず暮らせる社会の実現のために、この促進条例はなくてはならない。	無	・この条例の制定をめざすと共に、誰もが情報取得とコミュニケーション手段の利用の機会の確保が保障がされ、人権が尊重される差別のない共生社会の実現をめざしています。
2	全体	・最近、テレビなどで手話をよく見かけるようになり、必要性を感じていた中で、当案を見て「甲賀市においては、まだこのような段階なのか」と強く感じた。早急に可決、施行されることを希望する。	無	・市としても早期条例制定に取り組むと同時に、多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信や、ケーブルテレビにおける「手話トピックス」等の充実にも努めてまいります。
3	全体	・聴覚障がい者の社会参加促進のためなら、社会参加支援を入れた別途「手話言語条例」が必要。	無	・この条例においては、「障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現」をめざしており、聴覚障がい者も含めた全ての障がい者の社会参加の促進をめざしています。
4	全体	・国連障害者権利条約からの引用、障害の社会モデルや障害の特性についての説明、また手話の歴史や文化に触れられており、内容として充実していると思う。	無	・条例の目的を実現するために、これらの内容を市民の皆様理解していただき、施策を実施していくことが、重要であると考えておりますので、条例の普及啓発に努めてまいります。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
5	全体	・条例ができることで、聴覚障がい者にとってどんなメリットがあるのか。	無	・条例制定をきっかけに、より積極的に市民への啓発を行うことで、手話が言語であることの理解の促進をめざしています。また障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の利用促進に取り組んでまいります。
6	全体	・（仮称）の名前と内容もいったりきたりして、わかりづらいため、再検討ください。 広報こうか1月号での説明「障がいの特性に応じた手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段の普及や、円滑なコミュニケーションを行うための条例です。」は、わかりやすかった。	無	・本条例は「手話が言語であることの理解」と「多様なコミュニケーション手段の促進」により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的としております。2つの大きな柱があることから、わかりづらいというご意見も踏まえ、啓発等を進める際には、工夫していきたいと考えます。
7	全体	・一緒に働く中で、ろう者の日常生活の上での不便さに気づけるようになった。	無	・障がいのある人と一緒に働いたり、活動することで、色々なことに気づき、そして障がいの理解が深まると考えます。今後、インクルーシブ教育をはじめ、交流の機会が増えるように市としても取り組みを進めてまいります。
8	全体	・妊娠中に、胎児に障がいのあることを知らされた親が、安心して出産を迎えるために何が必要と考えるか。	無	・相談体制の充実はもちろんのこと、社会全体の障がい理解が進み、合理的配慮の行き届いた社会の実現が必要と考えます。引き続き誰もが暮らしやすい社会の実現に向け取り組んでまいります。
9	全体	・健常者を基準とする社会的資源の欠如が「障害」の原因だと思う。地域には、国籍の違いで言葉がわからずコミュニティに参加できず不便な生活をしている人もいると思う。社会的資源は多様性・共生社会づくりの源泉でもあり、人としての尊厳を保障する基本的人権の尊重そのもの、誰もが利用できる社会資源や制度の充実が望まれる。	無	・今回の条例制定も誰もが住みやすいまちづくりのひとつの取り組みとして進めており、市としても、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮の提供に取り組んでまいります。
10	全体	・京都府向日市の取り組み（「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」）がとても充実しているので、ホームページ等を参考にさせていただきたい。	無	・施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
11	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容は大体的には良いが、書き方が「条例」より「宣言」に近い。なぜ「条例」にしたのか改めて考えた文章にすると良い。今の内容では求めている相手（市、市民、事業者）に対し、どの程度守ってほしいのか明記されていないので当事者に不利益が起こった際にこの条例を用いることができない。法的根拠になるものが示されていない。義務か、努力義務か、原則か。文章明記すると条例の効力がでる。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策についての取り決め等は、一般的に条例を用いています。本条例では市は義務（責務）としておりますが、市民や事業者については、権利を制限しするところまでは求めず、他市の条例を参考に、努力義務（役割）としております。</li> </ul>
12	1 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 条例制定の趣旨に「手話を言語と認め」との文言はあるが、手話をコミュニケーション手段としてのみとらえられていると感じる。手話言語と情報コミュニケーションが混ざった曖昧な条例のように思う。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例は「手話が言語であることへの理解」と「多様なコミュニケーション手段の促進」により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的としております。いただいたご意見は、今後の啓発等を進める際に、市民の皆様にご理解を与えることのないよう参考にさせていただきます。</li> </ul>
13	1 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 条例制定の趣旨の「手話を言語と認め…」を「手話は言語であり…」に変更してほしい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例検討部会にてご議論いただきます。</li> </ul>
14	1 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 条例制定の趣旨で、そもそも手話は言語なのに「手話を言語と認め…」とある。「認め」の言葉はおかしい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例検討部会にてご議論いただきます。</li> </ul>
15	1 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 条例制定の趣旨の「手話を言語と認め…」を「手話は言語であり…」に変更してほしい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例検討部会にてご議論いただきます。</li> </ul>
16	1 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定の趣旨に賛同します。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として拝聴させていただきました。</li> </ul>
17	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔は手話が「手まね」と言われ、周囲から笑われ、バカにされ、いじめられ、腹がたつた。聞えない人は手話に対する理解を求めている。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の歴史も含め、市民の皆様にご理解を深めていただけるように今後啓発に努めてまいります。</li> </ul>
18	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞えないゆえに周囲から心無い言葉や差別があっても分らないことが多く困ることもある。差別のない社会の実現を望む。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現はとても重要です。本条例の制定により、障がいのある人の情報取得やコミュニケーションが確保できるよう取り組みを進めてまいります。</li> </ul>

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
19	前文	・ろう者が手話を大切に育ててきたことや、言語と認められず禁止されてきた歴史があることを明記すべき。手話、ろう者に対する認識が足りない。	無	・条例では、歴史に関して詳しく触れておりませんが、手話の歴史も含め、市民の皆様に手話に対する正しい理解を深めていただけるように今後啓発に努めてまいります。
20	前文	・前文の中に、ろう教育の中で手話の使用が禁止されていたこと等の事実も書き加えて欲しい。	無	・前文に詳細な実態の記載は馴染まないとの考えから明記しておりませんが、手話やろう者の歴史については、今後の啓発の中で、市民の皆様に正しく理解いただけるように努めてまいります。
21	前文	・前文の2段落目「また、人と人との結びつき及び絆を大切にする上で、全ての障がい者が可能な限り、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて、お互いの気持ちを理解し合う機会を確保することは、共生社会に課せられた責務であります。」の文章の主語がわかりづらく、意図することはわかるが、広く一般の方に伝わりづらいつと感じる。文章表現を見直した方が良くなると思う。	無	・共生社会全体にかかる責務という解釈であり、原文のままと考えております。
22	第1条(目的)	・社会的障壁を取り除く事が条例の目的なら、手話の理解の促進で市職員（救急、消防、市立病院従事者含む）に対して、「手話や聴覚障がい」の研修を進めてほしい。	無	・市職員や公的機関に従事する職員に、率先して取り組んでいただけるよう働きかけを行っていく予定です。
23	第1条(目的)	・「障害の社会モデルの考え方」の例文等を工夫することで、もっとわかりやすくなると思う。	無	・条例の周知や啓発にあたって、市民の皆様にわかりやすい内容になるよう再度検討させていただきます。
24	第2条(定義)(3)	・第2条(3)の「多様なコミュニケーション手段とは」の説明は、1対1での方法を説明していると考えため、「要約筆記」(第三者による支援)ではなく「筆談」が合っていると思う。	無	・ここではコミュニケーション手段の一部を例として紹介しており、特に個別支援にこだわっておらず、代表的な支援ツールである「要約筆記」を挙げてさせていただきました。互いに文字を書いて意思を伝えあう「筆談」も重要な支援の1つと考えております。
25	第2条(定義)(4)	・合理的配慮の説明の中で「過度な負担」が、どちらにとつてかわかりづらいつ。枠の下の説明に主語(「対応する側の」)を入れていただくとわかりやすいつ。	無	・枠外の部分は、条文に関わらない部分であり、条文については原文のままと考えております。いただいたご意見は、今後の啓発等の際に参考にさせていただきます。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
26	第2条 (定義) (4)	・合理的配慮の具体例で、「手話や筆談で対応する」とあるが、対応できる準備を整える必要がある。	無	・合理的配慮を行おうとした際に、必要な物品が手元がない場合も考えられます。災害時も含め、合理的配慮が行えるための環境づくりにも配慮できるような啓発も併せて行っていく必要があると考えています。
27	第4条 (市の責務)	・市の責務(第4条) (・手話の理解の促進) 「②出前講座『はじめての手話』」の具体的な対象者はだれか。	無	・甲賀市まちづくり「出前講座」の対象者は、市内に住んでおられる方や市内に通勤・通学されている方で概ね10人以上の団体・グループとなっております。
28	第4条 (市の責務)	・市の責務(第4条) (・手話の理解の促進) ③理解の促進に「手話通訳」だけではわからない。	無	・条文に関わらない部分ではありますが今後、啓発資料については改めさせていただきます。
29	第4条 (市の責務)	・市の責務(第4条)の具体的な施策のヘルプマークや耳マークの活用はとても良いと思う。 ヘルプマークや耳マークの知識が利用者のみにとどまらないように広めることが大切だと思う。(学校、公民館、駅等にポスターを掲載する等)	無	・公的機関には積極的な設置を呼びかけております。今後は事業者等へもマークの意義や使い方も含め、広く啓発を進めてまいります。
30	第4条 (市の責務)	・市の責務の第4条 (・障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮の提供) ③手話通訳者・要約筆記者派遣事業に盲ろう通訳派遣事業を取り入れてほしい。	無	・盲ろう者から依頼があった場合、市が窓口となり県の制度等を活用して対応しております。
31	第4条 (市の責務)	・市の責務の第4条 (・障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮の提供) ③手話通訳者・要約筆記者派遣事業に盲ろう通訳助助者の派遣を追加してほしい。	無	・盲ろう者から依頼があった場合、市が窓口となり県の制度等を活用して対応しております。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見(要約)	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
32	第4条 (市の責務)	・特に、公的な場所で仕事される方に障がいについての理解を深めていただきたい(老人性難聴とろう者の違いなど)。また、障がい理解のない医師も多い。	無	・条例の第5条・第6条では市民や事業者にも基本理念の理解を深めていただくようお願いしていることから、まず市職員等が率先して取り組む必要性は認識しており、働きかけを行っていきます。
33	第4条 (市の責務)	・市の責務は今まであった制度か、新しくできるのか。またこれらの予算はあるのか。	無	・市の責務にあげている施策の具体例は、現行制度となっておりますが、今後必要に応じ充実を図ってまいります。また予算についても必要に応じて確保してまいります。
34	第4条 (市の責務)	・最近、道路上では点字タイル、音声信号設置のバリアフリー化等、又、駅舎においてもエレベーター設置等、障がい者に対する配慮が目につくが、障がい者の日常では他にも不便、不安を感じる事が多々あると思う。 条例の第4条市の責務に記入してある一般市民の目に止まるような項目を、行政が積極的に推進することにより、市民の障がい者に対する理解も進み、障がい者がより安心して生活できると思う。	無	・施設等のバリアフリー化が進んでも、日常生活を送るうえでは合理的配慮が行き届いていない現状があります。市民にわかりやすい施策を推進することで、理解が深まり、障がい者が安心して生活できるよう努めてまいります。
35	第4条 (市の責務)	・「施策の推進にあたっては、国、県やその他の関係機関及び、関係団体と連携し協力するものとする。」など明記してほしい。	無	・本市他の条例との整合性を図るうえで明記はしませんが、障がい者に関する施策については、市の附属機関である障害者施策推進協議会にて審議を行っていただいております。本協議会は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、県や関係機関、障害者団体の代表者の方にも委嘱させていただいております。
36	第4条 (市の責務)	・障がい者の人も不自由無く、住みよい町づくりを早急に実現してください。	無	・市の責務として、第3次障がい者基本計画に基づき、引き続き住みよいまちづくりを進めてまいります。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
37	第5条 (市民の役割) 第6条 (事業者の役割)	・市は専任の手話通訳が対応してくれるが、市民・事業者は誰に言えばいいのか。手話ができる一般市民なのか。	無	・身近に手話ができる人がおられれば理想ですが、大切なことは、その人に伝えようとする気持です。身振りや筆談等でも伝わることもあります。手話通訳が必要な場合は遠慮せずに市の方へご依頼ください。
38	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・身体障害者更生会の日帰り旅行にも手話通訳者を派遣してほしい。	無	・現在も手話通訳者を派遣しておりますが手話対応可能な時間等ございますので申請内容によって適正に決定しております。
39	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・休日でも、緊急時（例：交通事故など）には、手話通訳者をすぐ呼べるシステムがほしい。	無	・現在、事前予約以外の夜間・休日等の緊急時の相談先として、一般財団法人が実施いただいている「電話リレーサービス」を紹介させていただいています。緊急対応については、広域的に進める方がよいと考えられることから、県や他市町と連携し、今後検討を進めてまいります。
40	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・「絵に描いた餅」にならないように。条例ができては施策を提案する市職員が大事。正職員の手話通訳者が必要。	無	・条例制定後の取り組みが重要と認識しており、専任の手話通訳者（2名）や他の市職員が協力して施策の推進に取り組んでまいります。
41	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・地域の行事等に団体から手話通訳を依頼しやすくしてほしい。	無	・手話通訳者派遣事業の要綱に基づき、可能な限り対応させていただきます。
42	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・手話奉仕員は手話で通訳ができるのか	無	・手話奉仕員養成講座では、歴史や背景などの理解や手話の基本と伝え合うことができることが目標となっています。講座受講者の中から手話通訳できる方が増えるよう働きかけていきます。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
43	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・今は緊急事態宣言、市長メッセージ、地震災害情報等に手話通訳が付くので、手話言語及び情報コミュニケーション条例につながり良いと思う。	無	・市のケーブルテレビにおいて、手話で情報をお伝えする「手話トピックス」を充実する他、ICTの活用により、情報格差のない共生社会をめざしてまいります。
44	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・市の合理的配慮として専任手話通訳者の設置があるが、今は限られた時間で不安定な身分と聞いたので、開庁時間は居てほしい、複数(2人以上)体制、正職員化によりいつでも安心して利用できると思う。	無	・専任手話通訳者の設置は、現時点では2人体制ではありますが、時差出勤により手話通訳員が対応できる時間の確保に努めております。事前に連絡等いただければ、可能な限り柔軟に対応させていただきます。
45	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・「絵にかいた餅」にならないような普及や促進が大切。つくりっぱなしにしない為、中心になる障がい福祉課職員、特に専任手話通訳者の働き方が重要でも現状の身分による制限が心配。市の課題を整理し関係課と連携し、新しい施策や制度を作っていくことは正職員しかできないと思うので改善が必要。	無	・意見にありますように、条例制定後の取り組みが重要と考えております。計画的に実行するために、2名の専任手話通訳者を配置して、市職員の意識の高揚と新しい意思疎通支援の施策を進めてまいります。
46	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・教育に関する内容が皆無と思う。 〔市の責務〕に、手話で学び、手話で教え、手話を獲得できる教育環境の整備、保障を明記して下さい。	無	・多くの方に、手話を含めた多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供することは、重要と認識しており、市では手話奉仕員養成講座や出前講座等を開催しております。しかし手話の獲得に至るまでには長期間を要することから、地域の手話サークル等とも連携して取り組みを進めてまいりたいと思います。
47	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・市民が手話を勉強できるような学校、教育現場の環境に取り組んでほしい。	無	・第7条に学校関係の項目がございます。学校教育の場において、児童・生徒に手話を含めた多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供することは、重要と認識しております。しかし手話の獲得に至るには長期的な視点に立って取り組むことが必要であることから、関係機関と調整してまいります。



意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見(要約)	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
48	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・手話サークルで聴覚障がい者と交流する事で、幼少期からの苦労を知った。条例制定で市民が、障がい者の現状やコミュニケーション手段を知るきっかけになれば嬉しい。「できることを手伝いたい」という人への環境作りを希望します。	無	・一人でも多くの市民に障がい者の現状やコミュニケーション手段を知っていただくことが第一と考えております。ボランティアを希望される方への環境づくりも大切であると考えております。
49	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・条例文の意味を理解できない市民にもわかるように、視覚的表現(手話、身振り、表情表現)で啓発動画(YouTube)を配信してほしい。	無	・パブリック・コメントにおいても市のケーブルテレビの「きらめきこうか」の「手話ダイジェスト」にて、手話、音声と文字で解説いたしました。またYouTubeでの条例の啓発動画を作成予定です。
50	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・聴覚障がい者用緊急通報端末(タブレット)情報が、音声放送端末装置の放送内容に比べて少ないので平等に情報提供を得られるようにしてほしい。	無	・聴覚障がい者用緊急通報端末(タブレット・ブレスレット)での安全・安心情報については音声放送端末と同様であります。ただ音声放送では、生活情報も一部有償で付加されています。安全・安心情報の格差が無いよう今後は、市のライン開設等ICTの活用も積極的に取り入れてまいります。
51	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・災害発生時に聴覚障がい者の情報保障体制はできているか。	無	・Jアラートが受信できる、聴覚障がい者用緊急通報端末(タブレット・ブレスレット)やデフメール等、安全・安心のために整備しております。今後は、市のライン開設等ICTの活用も積極的に取り入れてまいります。
52	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・コミュニケーションを円滑にするため電子ツール等を導入すると有難い。	無	・今後は、市のライン開設等ICTの活用にも積極的に努めてまいります。
53	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・障害の有無にかかわらず、誰もが色々な事を知ったり、自分の考えを伝えあったり、色々な事に参加できる事は、平等な社会実現のための基本となる。	無	・障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に様々な活動に参加できるよう、市といたしましても取り組みを進めてまいります。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
54	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・ 平等な社会実現のために行政や事業所、障がい者を支援する周囲の人たちの支援や理解が進んできたが、現状は障がい者の抱えた社会的な壁を取り払われていない。	無	・ 全ての人々が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、社会的障壁を取り除きバリアフリー化を進めることが重要です。市といたしましても、引き続き、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進や、合理的配慮の提供に向け、取り組んでまいります。
55	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・ 社会的な壁を取り払うためには、「専任手話通訳員の設置」や「災害発生時の緊急事態における障がい者へのコミュニケーション手段の確立」等が一例である。	無	・ 専任手話通訳員の設置など具体的な施策については、条例を契機に、庁内連携し、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。
56	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・ 人権を尊重する「まち」には、情報の格差があってはならない。社会的障壁により情報が伝わらない方のために、定期的な手話通訳の育成およびフォローアップ研修や配置・派遣制度の促進が必要だと考える。ぜひ条例の制定を進めていただきたいと思う。	無	・ 情報コミュニケーションの推進において、情報保障は重要と考えております。現在、手話奉仕員養成講座の開催や、手話通訳者派遣事業などを行っておりますが、更に充実した取り組みとなるよう努めてまいります。
57	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・ 条例を検討いただき感謝します。しかし、見る言語（手話・ろう者）に対して配慮不足の意見募集で残念。	無	・ パブリック・コメントにおいて、期間途中ではありますが、市ケーブルテレビの「きらめきこうか」の中の「手話トピックス」にて、手話、音声と文字で解説いたしました。またYouTubeでの条例の啓発動画を発信予定です。
58	第4条 (市の責務) 第7条 (市の施策)	・ 昔、自宅の庭でゴミを焼却した時に、何度か消防職員が来て注意を受けたが、言葉だけであったり、メモ書きをするくらいで、何がどうなのか意味・内容がわからないままで終わった。 相手が、手話の必要な聴覚障がい者だと分かった時点で、手話通訳者を依頼して同伴で来てほしい。	無	・ 今後は、必要に応じて、他機関や関係部署と連携を図り、市の推進する施策に協力していただくよう求めていきたいと思っております。手話通訳の派遣等については、市に連絡いただければ、対応させていただきます。
59	第7条 (市の施策)	・ (ろう者等は、) 外見ではわかりにくく、災害時や電車・バスのトラブル時の音声のみの案内に対し、不安を感じておられるため、これらの対応については是非進めてほしい。	無	・ 聴覚障がい者用緊急通報端末（タブレット・ブレスレット）やデフメール等、安全・安心のために整備しております。今後は、市のライン開設等ICTの活用も積極的に取り入れてまいります。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
60	第7条 (市の施策)	・市長以下市職員と市議会議員が、10語句程度(「助けてください」など)の手話表現ができるようになることで、コミュニケーションの輪が広がる。	無	・手話や多様なコミュニケーション手段の理解の促進は重要であり、職員が率先して普及啓発に努めてまいります。また職員向けの手話研修やできれば手話サークルなどへの参加も勧めていきたいと考えます。
61	第7条 (市の施策)	・気軽に手話通訳者が利用でき、また高齢者でも参加しやすいよう身近な地域での手話講座の開催を希望する。	無	・高齢者などが参加しやすい手話講座の開催については、甲賀市まちづくり出前講座「はじめての手話」などのメニューをご活用いただき、多くの団体の方に手話に触れていただきますようお願いいたします。
62	第7条 (市の施策)	・手話サークル(甲南・水口)の会員が減少している。手話を覚える市民が増えてほしい。	無	・市では手話奉仕員養成講座を毎年実施し、手話サークルの紹介も行ってまいります。多くの市民の皆様に手話サークル活動に興味をもっていただけるよう、市といたしましても働きかけを行ってまいります。
63	第7条 (市の施策)	・私の知人にも熱心に手話に取り組んでおられる方がおられますし、私も少しはやってみたい気持はありますが、教えていただいてもなかなか憶えられなかったり、すぐに忘れてしまうであろうという心配が先に立ち、つい他人任せになっています。	無	・手話は覚えるだけでなく使っていく機会も大切であると考えます。また、手話を学ぶ機会や合理的配慮について進めてまいります。
64	第7条 (市の施策)	・知り合いの少ない地域に転居してこられた聴覚に障がいのある人が、地域の人とのコミュニケーションがとれず、地域の行事にも参加できていない。	無	・地域における障がいに対する理解を深め、また手話のできる市民が増えるよう、市としても必要な施策を推進していきたいと考えております。
65	第7条 (市の施策)	・実際に、ろう者と交流したことがない方は、接し方や支援方法等わからないので、まずは交流の場をつくる。	無	・交流の場をとおして実際に対面することにより、障がいに対する理解を深め、身近に交流できるよう働きかけてまいります。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
66	第7条 (市の施策)	・「様々なコミュニケーションの普及により～共生社会の実現を図る」と謳っていますがそれだけでは不十分。出生から音声会話による健常者と聴覚障がい者との大きな情報差がある。更に、滋賀県唯一のろう話学校は長い間、手話が認められず学力の保証ができず卒業した大多数の人達にコミュニケーション保障だけでは不十分で共生社会は不可能。社会に参加するために日曜教室（識字、社会時事等）周囲への聴覚障がい者に対する知識の涵養が必要。	無	・聴覚障がい者の音声会話による情報格差を含めた、すべての障がい者に対しての情報保障、また社会参加のための必要な知識の学習の機会や、周囲の障がいへの理解は大変重要であり、施策の推進にあたって計画的に進めてまいります。
67	第7条 (市の施策)	障がい者に対してのコミュニケーション手段は色々と考えられているが、一般の人々との直接交流の場が無い。	無	・聴覚障がい者をはじめ様々な障がいのある人との交流の場は、障がいの理解を深め、地域共生社会に向けた重要な機会であり、今後の施策の参考にさせていただきます。
68	第7条 (市の施策)	・デイサービスでは、いつも一人で何もわからない。	無	・市内事業所での多様なコミュニケーション手段の活用や合理的配慮の提供により交流の機会が広がると考えております。
69	第7条 (市の施策)	・手話でろう者と話がしたい。「ほっとサロン」にいきたい。	無	・手話で話がしたいお気持ち拝聴いたしました。コロナ禍でもありICTの活用なども進め、身近に話ができるよう取組を進めます。
70	第7条 (市の施策)	・一般市民にも広く、聞こえない人との交流方法など、学ぶ場を作ってほしい。	無	・聴覚障がい者をはじめ様々な障がいのある人との交流の場は、障がいの理解を深め、身近に交流できるよう働きかけてまいります。
71	第7条 (市の施策)	・様々な集会等にも参加しやすい環境整備もお願いします。	無	・公共施設を含む施設のバリアフリー化やコミュニケーション手段の促進も併せて進めてまいります。
72	第7条 (市の施策)	・手話言語条例が制定された後、どのように行動に移していくかを考えておかないと、結果として、社会は何も変わらないと思う。	無	・条例の第7条に基づき市の施策の推進について計画的に、手話が言語であることへの理解や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を進めてまいります。
73	第7条 (市の施策)	・促進普及の言葉ではなくこれからは行動する事と考える。	無	・条例制定後の取り組みが重要と考えております。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
74	第7条 (市の施策)	・市の施策（第7条）・・・第4条を詳しく書いているだけではないか。具体性がない。必要か再検討してほしい。	無	・第4条は市の責務を、第7条は市の施策を記載すべきところを、パブリック・コメントの際の資料では、第4条に具体的な施策を記載してしまったため、修正をいたします。
75	第7条 (市の施策)	・甲賀市聴覚障害者協会に市から活動補助金が出されていない。理由は決算報告書の提出手続きが複雑でできない。	無	・団体活動補助金につきましては、団体が行う事業で目的が明確であり、公益性が認められるものについては、交付の対象となります。今後協議の場を設けるなど、手続きについても丁寧に説明してまいります。
76	第7条 (市の施策)	・予算に関する表記がされていない。その文章を追加してはどうか。	無	・本市他の条例との整合性を図るうえで明記はしませんが、条例で定める施策を実施するために必要な予算措置を行ってまいります。
77	第7条 (市の施策)	・予算の確保について明記してほしい。	無	・本市他の条例との整合性を図るうえで明記はしませんが、条例で定める施策を実施するために必要な予算措置を行ってまいります。
78	第7条 (市の施策)	・予算の確保について明記してほしい。	無	・本市他の条例との整合性を図るうえで明記はしませんが、条例で定める施策を実施するために必要な予算措置を行ってまいります。
79	第7条 (市の施策)	・手話通訳派遣の拡充	無	・現行の手話通訳派遣事業について、より良い制度となるよう検証してまいります。
80	第7条 (市の施策)	・甲賀市にも聴覚障がい者の老人施設がほしい。地域の老人クラブは聴者ばかりで話が通じず内容がわからない。	無	・他市の老人施設等の例を参考にさせていただきます。ご意見として拝聴いたしました。
81	第7条 (市の施策)	・病院等で待合時の呼ばれた時の見える化（番号等の表示）	無	・市においては、お申し出いただいた内容に応じ、合理的配慮の提供に努めてまいります。また、事業者の皆様にも市の推進する施策に協力いただけるよう働きかけていきたいと考えております。
82	第7条 (市の施策)	・例えば東京都国立市に、主なコミュニケーション手段が手話で運営するCaféがある。広がれば良いと思う。	無	・そのような事例も今後の参考にさせていただきます。
83	第7条 (市の施策)	・人工内耳も補聴器同様に購入の補助をお願いしたい。	無	・補装具としての人工内耳の給付については、他市の状況も調査してまいります。

意見番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の有無	ご意見に対する市の考え方
84	第7条 (市の施策)	・災害時・避難場所での情報保障	無	・普段からICT等の活用を推進し、また避難場所では書面での情報掲示についても努めてまいります。
85	第7条 (市の施策)	・災害の時など避難先での情報提供をスムーズにお願いしたい。	無	・普段からICT等の活用を推進し、また避難場所では書面での情報掲示についても努めてまいります。
86	第7条 (市の施策)	(学校における多様なコミュニケーション手段の理解の促進及び普及啓発) ・具体的な施策が提示されているが、一般社会人に対するもので、これからの社会を構成する子どもの達の教育の場に積極的に組み入れる必要がある。授業カリキュラムやクラブ活動など子供達が自然に参加する体制作り。その為には指導者への実践が必要。	無	・小中学校では、総合的な学習の時間、特別活動、特別の教科道徳など学校教育全体を通じて、障がい者理解教育を行っています。さまざまなコミュニケーションの方法として、点字、手話、筆談などの学習をする機会を増やすよう指導してまいります。
87	第7条 (市の施策)	・将来的なことを考えると、学校現場(授業)に、手話、聞こえないこと、聞こえない人の生活の学習を組み入れるべき。	無	・小中学校では、総合的な学習の時間、特別活動、特別の教科道徳など学校教育全体を通じて、障がい者理解教育を行っています。さまざまなコミュニケーションの方法として、点字、手話、筆談などの学習をする機会を増やすよう指導してまいります。
88	第7条 (市の施策)	・現在、手話は主に障がい者と支援者間のコミュニケーションツールで、健常者とのコミュニケーションには、ほとんど役立っていない現状がある。	無	・ご意見として拝聴いたしました。今後は、出前講座「はじめての手話」等を通じて、少しでも多くの市民の皆様の手話に興味を持っていただくよう努めてまいります。
89	第7条 (市の施策)	・聴覚障がい者は外見で分らず、聞えない事で状況が判断しにくいなど、他の障がい者との違いが多い。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。障がい理解を深めると同時に、ICT等の活用も含め、できる限り情報格差をなくすように努めてまいります。
90	第7条 (市の施策)	条例制定後の施策の推進について協議委員会等について明記し、構成委員当事者(ろう者)だけでなくその支援団体も入れてほしい。	無	・市の障がい者に関する施策については、甲賀市障害者施策推進協議会が附属機関として設置されており、条例制定後の取組について進捗状況を確認してまいります。
91	第7条 (市の施策)	・自治体ごとの広報等に簡単な手話を覚えるためのコーナー等をつくる。	無	・手話等の啓発は広報紙においても掲載するなど、施策の参考にさせていただきます。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
92	全体 (その他)	・改めて、手話を言語と認め、普及と利用促進を進めるための条例を制定することは望ましい。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。
93	全体 (その他)	・手話言語条例の制定に向けての取り組みはありがたい。もっと住み良い街になり、住んでいて良かったと思えるようになりたい。	無	・この条例の目的は、障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に生きる社会の実現をめざしております。ご意見として参考にさせていただきます。
94	全体 (その他)	・このような条例の制定は喜ばしく、共生社会に向けて大切な一歩です。ぜひより良い条例になることを期待しています。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。
95	全体 (その他)	・この条例の制定は必要だと思う。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。
96	全体 (その他)	・障がいのある人達に寄り添い、コミュニケーションがよりスムーズに行われるようになる有用な条例と考え、制定に賛成します。	無	・条例をとおして、すべての方が円滑なコミュニケーションができるよう進めてまいります。
97	全体 (その他)	・支えあう、住みよい社会、地域から、障がい者の助けになれば、ぜひ条例制定をお願いします。	無	・地域共生社会の実現に向けてのご意見として参考にさせていただきます。
98	全体 (その他)	・障がい者の皆さんが、平等な社会的支援を受けられ、何事にも参加できる社会の実現のために、「甲賀市手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例」（仮称）への賛成とともに、一層の推進を望みます。	無	・地域共生社会の実現に向けてのご意見として参考にさせていただきます。
99	全体 (その他)	・本条例案に賛同します。 ・早期に制定されることを期待します。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。
100	全体 (その他)	・個々の意見を尊重できる社会になって欲しいので、手話が言語として認められることはよいことだと思う。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。

意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
101	全体 (その他)	(1)ろう者の方が社会生活で接する人達（病院・役所・銀行・学校・保育園・幼稚園・買い物先の人）が少しでも手話ができ、他の人達も挨拶（おはよう、こんにちは）ができたら、どんなに生活が豊かになるでしょう。 (2)私も眼の不自由な人や知的障がいの人とも接してきました。皆とコミュニケーションが多くできたらどんなに明るくなれるでしょう。 (1)(2)から条例には大賛成です。	無	・ろう者の方が、日常的に接する人や施設で、手話をはじめとするコミュニケーション手段を提供できるようにするため、条例制定後には、具体的な取り組みをすすめてまいります。
102	全体 (その他)	・手話をしっかり覚えられていなくて間違っ相手に伝わってしまう。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。今後、手話を学ぶ機会の充実に努めてまいりたいと考えております。
103	全体 (その他)	・いまだに、古い時代の偏見が数多くあります。	無	・障がいに対する理解を進めて参ります。
104	全体 (その他)	・職場に手話を使ってコミュニケーションをとる方がいて、手話を少しずつ覚えることができた。	無	・身近に手話ができる方がおられることはご自身や職場の方が障がいのある方を理解したり、日常的なコミュニケーションを当たり前にとっていただくことにつながり、大変よいことだと考えます。
105	全体 (その他)	・甲賀市はパラリンピック、シンガポールチームのホストタウンと、2025年全国障がい者スポーツ大会のボッチャ、フライングディスク会場で、成功の為に制定が良いと思う。	無	・海外や国内からさまざまな人がお見えになり、ますます多様なコミュニケーション手段の重要性が認識されるよい機会と捉えます。
106	全体 (その他)	・海外に行った時、少しの事（写真付メニュー）でストレスが減少した。障がい者の外出が増えれば交流も増え、何か手伝おうと思う人も増える。	無	・具体的な取り組みや活動ができるよう進めてまいります。
107	その他 (コロナ対策)	・人のつながりが薄い昨今、コロナ禍で、この条例案は心温まる。	無	・ご意見として参考にさせていただきます。
108	その他 (コロナ対策)	・コロナ感染で、透明マウスガードより不織布マスクが推奨され、読唇術が使えず不便そう。	無	・合理的配慮に基づき、フェイスシールドなどを効果的に活用いただきたいと考えます。



意見 番号	条例(案)分類	いただいたご意見（要約）	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
109	その他 (コロナ対策)	・コロナ感染拡大防止のため、手話通訳者の派遣に制限があるため、地域の定例会が開催できずにいる。	無	<p>・感染拡大の状況により、今年度は多くの会議や研修会が中止や規模縮小となりました。ただ、地域の中で、ろう者の方が交流する機会は大切であると認識しております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策の視点からも、ICTの活用など柔軟なコミュニケーション手段の推進を図ってまいります。</p>